

『令和3年度介護報酬改定対応 実地指導はこれでOK！おさえておきたい算定要件【特養・老健編】』（初版）  
内容の誤りについて（正誤情報第二版）

標記書籍において内容の一部に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

掲載頁・部分	訂正前	訂正後																																									
12頁 介護職員・看護職員のイラスト部分	介護職員・看護職員 入所者数100人に対して1人 介護職員：看護職員の割合は2:5！	介護職員・看護職員 入所者数3人に対して1人 介護職員：看護職員の割合は5:2！																																									
59頁 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	〔日常生活継続支援加算（Ⅱ）3つめの□の後に追加〕	□ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者7人に対して1人以上の場合、次のいずれも適合しているか a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（介護機器）を複数種類使用している b 介護機器の使用に当たり、介護職員等が共同してアセスメントと入所者の身体状況の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っている c 「介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会」（介護機器活用委員会）を設置し、3ヶ月に1回以上必要な検討・実施事項の確認を行っている																																									
72頁 ポイント	…利用者の居宅訪問が要件にない… それ以外の通所介護の職員が行うべき…	…入所者への計画の内容説明が要件にない… それ以外の職員が行うべき…																																									
79頁 解説 「●調整済ADL利得」の表	<table border="1"> <tr> <td>調整値</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>	調整値	1	1	2	3	0	0	1	2	<table border="1"> <tr> <td>調整値</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	調整値	3	3	4	5	2	2	3	4																							
調整値	1	1	2	3	0	0	1	2																																			
調整値	3	3	4	5	2	2	3	4																																			
81頁 2 療養指導 2つめの□	…勤務する回数のうち6回目以降…	…勤務する回数のうち5回目以降…																																									
103頁 〈チェック事項 施設基準〉 1 介護保健施設サービス費 〔正のみ記載〕	〔（Ⅱ）療養型老健〕〔（Ⅲ）療養型老健〕それぞれの3、4、5の○を削除。〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">チェック事項</th> <th colspan="2">（Ⅰ）</th> <th>（Ⅱ）療養型 老健：看護職員を配置</th> <th>（Ⅲ）療養型 老健：看護職員を配置 シコール</th> <th>（Ⅳ）特別介護 保険施設 サービス費</th> </tr> <tr> <th>（Ⅰ）（Ⅱ） 基本型</th> <th>（Ⅲ）（Ⅳ） 在宅強化型</th> <th>（Ⅰ）（Ⅱ） 療養型</th> <th>（Ⅰ）（Ⅱ） 療養型</th> <th>（Ⅰ）（Ⅱ） その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□1 入所者数3人に対して1人以上の看護・介護職員を配置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>□2 人員基準欠如減額の特典に該当しない</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>□3 通所指導等を実施している</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>□4 リハビリテーションマネジメントを実施している</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>□5 在宅復帰・在宅療養支援等指標が20以上</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	チェック事項	（Ⅰ）		（Ⅱ）療養型 老健：看護職員を配置	（Ⅲ）療養型 老健：看護職員を配置 シコール	（Ⅳ）特別介護 保険施設 サービス費	（Ⅰ）（Ⅱ） 基本型	（Ⅲ）（Ⅳ） 在宅強化型	（Ⅰ）（Ⅱ） 療養型	（Ⅰ）（Ⅱ） 療養型	（Ⅰ）（Ⅱ） その他	□1 入所者数3人に対して1人以上の看護・介護職員を配置	○	○	○	○	○	□2 人員基準欠如減額の特典に該当しない	○	○	○	○	○	□3 通所指導等を実施している	○	○	○	○	○	□4 リハビリテーションマネジメントを実施している	○	○	○	○	○	□5 在宅復帰・在宅療養支援等指標が20以上	○	○	○	○	○	
チェック事項	（Ⅰ）		（Ⅱ）療養型 老健：看護職員を配置	（Ⅲ）療養型 老健：看護職員を配置 シコール	（Ⅳ）特別介護 保険施設 サービス費																																						
	（Ⅰ）（Ⅱ） 基本型	（Ⅲ）（Ⅳ） 在宅強化型	（Ⅰ）（Ⅱ） 療養型	（Ⅰ）（Ⅱ） 療養型	（Ⅰ）（Ⅱ） その他																																						
□1 入所者数3人に対して1人以上の看護・介護職員を配置	○	○	○	○	○																																						
□2 人員基準欠如減額の特典に該当しない	○	○	○	○	○																																						
□3 通所指導等を実施している	○	○	○	○	○																																						
□4 リハビリテーションマネジメントを実施している	○	○	○	○	○																																						
□5 在宅復帰・在宅療養支援等指標が20以上	○	○	○	○	○																																						
104頁 【基本形】	※在宅強化型・療養型共通	〔削除〕																																									
107頁 本文上から4行目 108頁 本文上から5行目 109頁 本文下から1行目 125頁 本文上から3行目	（別紙13）	（別紙13-1-2）																																									
112頁 ポイント	8. 低栄養リスク改善加算 11. 口腔衛生管理体制加算	〔8、11を削除し番号を繰り上げ、以下追加〕 18. 療養体制維持特別加算 19. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 20. 自立支援促進加算 21. 科学的介護推進体制加算 22. 安全対策体制加算																																									
140頁（別紙）訪問看護指示書 〔正のみ記載〕	〔「留意事項及び指示事項」を以下に差し替え〕 留意事項及び指示事項 Ⅰ 療養生活指導上の留意事項  Ⅱ 1. リハビリテーション （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて 1日あたり20・40・60・（ ）分を週（ ）回 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他 〔他の訪問看護ステーションへの指示〕の次の項目として以下追加〕 たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 （ 無 有 : 訪問介護事業所名 ）																																										
149頁 〈チェック事項〉1 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 150頁 〈チェック事項〉2 所定疾患施設療養費（Ⅱ）	c 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）	c 带状疱疹																																									
150頁 〈チェック事項〉 2 所定疾患施設療養費（Ⅱ）	〔cの後に改行して追加〕	d 蜂窩織炎																																									
165頁 〈チェック事項〉 1 夜勤職員配置加算	□…介護職員入所者等の数が… □…介護職員入所者等の数が…	□…介護職員が… □…介護職員が…																																									
174頁 ポイント	〔「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成17年9月7日・老老発第0907002号）」〕	〔「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号）」〕																																									
175頁 1 経口移行加算	●本加算は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定できません。	〔一文を削除〕																																									
182頁 ポイント ①	…総量6.0g以下…	…総量6.0g未満…																																									
198頁 本文上から10行目	③褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を…	③医学的評価を…																																									

199頁 本文上から4行目 ○科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき50単位	1月につき50単位(介護老人福祉施設) 1月につき60単位(介護老人保健施設)
203頁 本文上から1行目	…勤続3年以上…	…勤続7年以上…
203頁 (チェック事項) □サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	…常勤職員…	…介護福祉士…

108～109頁

〔●「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13-1-2)」の「5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況」E～J正のみ記載〕

E 居宅サービスの実施状況					
①	前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数(注17)	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 3サービス</li> <li>→ 2サービス(訪問リハビリテーションを含む)</li> <li>→ 2サービス(訪問リハビリテーションを含まない)</li> <li>→ 1サービス以下</li> </ul>	5	3
				1	0
<p>注17:当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。</p>					
F リハ専門職員の配置割合					
①	前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数(注18)	時間	<p>⑤ <math>① \div ② \div ③ \times ④ \times 100</math></p>	→ 5以上かつ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置(注19)	5
②	理学療法士等が前3月間に勤務すべき時間(注18,20)	時間		→ 5以上	3
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数(注21)	人		→ 3以上5未満	2
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日		→ 3未満	0
<p>注18:理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。          注19:常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100を乗じた数が0.2以上であること。          注20:1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。          注21:毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。</p>					
G 支援相談員の配置割合					
①	前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数(注22)	時間	<p>⑤ <math>① \div ② \div ③ \times ④ \times 100</math></p>	→ 3以上	5
②	支援相談員が前3月間に勤務すべき時間(注20)	時間		→ 2以上3未満	3
③	前3月間における延入所者数(注21)	人		→ 2未満	0
④	前3月間の延日数	日			
<p>注22:支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。          ① 入所者及び家族の処遇への相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導</p>					
H 要介護4又は5の割合					
①	前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	<p>③ <math>① \div ② \times 100</math> %</p>	→ 50%以上	5
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日		→ 35%以上50%未満	3
				→ 35%未満	0
I 喀痰吸引の実施割合					
①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数(注23,24)	人	<p>③ <math>① \div ② \times 100</math> %</p>	→ 10%以上	5
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満	3
				→ 5%未満	0
<p>注23:喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。          注24:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者については、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。</p>					
J 経管栄養の実施割合					
①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数(注23,25)	人	<p>③ <math>① \div ② \times 100</math> %</p>	→ 10%以上	5
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満	3
				→ 5%未満	0
<p>注25:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者については、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。</p>					